

【国際標準化機構（ISO）の環境コミュニケーションに関する国際規格が発行された件】

公布日：平成 19 年 6 月 20 日

環境省告示第 42 号

国際標準化機構（ISO）の環境マネジメント 環境コミュニケーション 指針及びその事例に関する国際規格が発行され、これに対応する日本工業規格が制定されたので告示する。

国際標準化機構（ISO）は、平成十八年八月一日にISO 463（環境マネジメント 環境コミュニケーション 指針及びその事例）を発行した。

この国際規格は、組織の活動、製品及びサービスに係る環境コミュニケーションについての国際基準であり、企業、官公庁等のあらゆる組織を対象としている。環境基本計画（平成十八年四月環境省告示第八十四号）第二部第1章第7節3(1)「ア 環境に関する情報共有、コミュニケーションの促進」において、「商品、企業などの環境に関する情報を、受け手に正確にかつ分かりやすく伝えるため、環境ラベリング、環境報告書などが、情報の受け手にとってさらに役立つよう取組を進めます。」とされており、この国際規格は、この内容に資するものである。

なお、この国際規格の内容は、翻訳され、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき、本日付けで、経済産業大臣により日本工業規格Q 463（二七）として制定された。